

電力・ガス・食料品等価格高騰緊急支援給付金のご案内

支給対象者

①住民税非課税世帯

基準日（令和4年9月30日）において、大口町に住民登録されており、同一の世帯に属する者全員が、令和4年度分の住民税均等割が非課税である世帯または町条例で定めるところにより当該住民税均等割を免除されている世帯

②家計急変世帯

①の住民税非課税世帯以外で、予期せぬ理由により、令和4年1月から令和4年12月までの家計が急変し、世帯全員のそれぞれの1年間の収入見込額が、住民税均等割が非課税となる水準に相当する額となった世帯

※①、②ともに、住民税（均等割）が課税されている者の扶養親族等のみで構成されている世帯は除きます。

例えば、親（課税）に扶養されている大学生（非課税）の単身世帯や、子（課税）により、ともに扶養されている両親（非課税）は支給対象とはなりません。

※租税条約による住民税の免除を受けた方を含む世帯は、支給対象とはなりません。

支給金額

1世帯あたり5万円

※1世帯1回限り。また、①、②の重複受給はできません。

提出書類

①住民税非課税世帯

支給対象者あてに、郵送にて『確認書』を順次発送しています。『確認書』が返送されないと振込できませんので、お手元の『確認書』に記入・確認書類貼付のうえ、福祉こども課まで返送してください。

②家計急変世帯

所定の申請用紙に記入し、左記提出書類添付のうえ、福祉こども課へ提出してください。

※新型コロナウイルス感染症感染拡大防止のため、郵送でお願いいたします。

提出書類 太字のものは福祉こども課窓口で配布しています。

▽電力・ガス・食料品等価格高騰緊急支援給付金（家計急変世帯）申

請書（請求書）

▽申請者（世帯主）本人確認書類の写し（コピー）

※申請者の運転免許証、健康保険証

マイナンバーカード（表面）、年金手帳、介護保険証、パスポート、在留カード等の写し（コピー）のそれぞれ本人確認のできるページ

▽申請者（世帯主）の世帯の状況を確認できる書類の写し（コピー）

※申請者の世帯の状況を確認できる戸籍謄本、住民票等の写し（コピー）

※令和4年1月1日以降、複数回転居された方は、戸籍の附票の写し（コピー）

▽受取口座を確認できる書類の写し（コピー）

※通帳やキャッシュカード、インターネットバンキング画面の写し（コピー）など、受取口座の金融機関名・支店名または支店コード・口座番号・口座名義人を確認できる部分の写し（コピー）

▽簡易な収入（所得）見込額の申立書

▽「任意の1か月の収入」の状況を確認できる書類の写し（コピー）

※近所にコピー機がない場合

返送する際に必要となる確認書類の写し（コピー）は、役場（戸籍保険課前）、ほほえみプラザ（福祉こども課横）で、有料にて利用できます。なお、福祉こども課窓口では、コピーをおこないません。

提出期限

①、②とも令和5年1月31日（火）まで（当日消印有効）

支給予定日

書類受領後、概ね2週間後を予定しています。

※ただし、記入内容等に不備がある場合は支給が遅れることもあります。

問合せおよび提出先

▽本給付金制度 内閣府コールセンター

☎0120-526-145

受付時間 午前9時から午後8時（土日祝、12月29日から1月3日は除く）

※『価格高騰緊急支援金』を装った「振り込め詐欺」や「個人情報詐欺」にご注意ください。

▽ほほえみプラザ1階 福祉こども課 ☎94-1222